

○学校法人玉川学園寄附行為
昭和 26 年 2 月 21 日認可

改正

昭和 39 年 1 月 27 日改正 (変更認可)
昭和 40 年 1 月 25 日改正 (変更認可)
昭和 42 年 1 月 23 日改正 (変更認可)
昭和 42 年 3 月 29 日改正 (変更認可)
昭和 48 年 8 月 22 日改正 (変更認可)
昭和 52 年 3 月 30 日改正 (変更認可)
昭和 55 年 3 月 29 日改正 (変更認可)
昭和 58 年 8 月 31 日改正 (変更認可)
平成 7 年 5 月 18 日改正 (変更認可)
平成 12 年 8 月 4 日改正 (変更認可)
平成 12 年 12 月 21 日改正 (変更認可)
平成 13 年 8 月 1 日改正 (変更認可)
平成 13 年 12 月 20 日改正 (変更認可)
平成 14 年 7 月 30 日改正 (変更認可)
平成 15 年 7 月 31 日改正 (変更)
平成 16 年 1 月 19 日改正 (変更認可)
平成 16 年 1 月 27 日改正 (変更)
平成 16 年 3 月 2 日改正 (変更)
平成 16 年 11 月 30 日改正 (変更認可)
平成 17 年 1 月 27 日改正 (変更)
平成 17 年 4 月 1 日改正 (変更認可)
平成 18 年 3 月 3 日改正 (変更)
平成 18 年 9 月 28 日改正 (変更)
平成 19 年 3 月 2 日改正 (変更)
平成 20 年 3 月 7 日改正 (変更)
平成 21 年 3 月 5 日改正 (変更)
平成 21 年 7 月 30 日改正 (変更)
平成 22 年 8 月 9 日改正 (変更)
平成 22 年 9 月 14 日改正 (変更)
平成 24 年 2 月 1 日改正 (変更)
平成 24 年 4 月 1 日改正 (変更)
平成 25 年 4 月 1 日改正 (変更)
平成 26 年 4 月 1 日改正 (変更)

平成 27 年 4 月 1 日改正 (変更)
平成 28 年 4 月 1 日改正 (変更)
平成 29 年 4 月 1 日改正 (変更)
平成 30 年 4 月 1 日改正 (変更)
平成 31 年 4 月 1 日改正 (変更)
令和 2 年 4 月 1 日改正 (変更認可)
令和 3 年 4 月 1 日改正 (変更)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本法人は、「学校法人玉川学園」と称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、事務所を東京都町田市玉川学園六丁目 1 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神・教育理念に基づき教育・研究を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる学校を設置する。

(1) 玉川大学

大学院

文学研究科

農学研究科

工学研究科

マネジメント研究科

教育学研究科

脳科学研究科

文学部

国語教育学科

英語教育学科

農学部

生産農学科

環境農学科

先端食農学科

工学部

情報通信工学科

ソフトウェアサイエンス学科
マネジメントサイエンス学科
エンジニアリングデザイン学科

経営学部

国際経営学科

教育学部

教育学科

教育学科（通信教育課程）

乳幼児発達学科

芸術学部

音楽学科

アート・デザイン学科

演劇・舞踊学科

パフォーマンス・アーツ学科

メディア・デザイン学科

芸術教育学科

リベラルアーツ学部

リベラルアーツ学科

観光学部

観光学科

(2) 玉川学園高等部（学校教育法による高等学校）

全日制課程普通科

(3) 玉川学園中学部（学校教育法による中学校）

(4) 玉川学園小学部（学校教育法による小学校）

(5) 玉川学園幼稚部（学校教育法による幼稚園）

（収益事業）

第5条 本法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次の各号に掲げる収益事業を行う。

(1) 出版業

(2) 教育用品小売業（図書を含む。）

2 収益事業の経営は、本法人の設置する学校の教育に支障があってはならない。

3 収益事業から生じた収益は、本法人の設置する学校の目的以外の目的に使用してはならない。

第3章 役員及び理事会

（役員）

第6条 本法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の4分の3以上の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 本法人に常勤する理事（理事長を除く）のうち1名を、理事長の推薦により理事総数の4分の3以上の議決で常務理事に選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とし、理事会において選任する。

(1) 本法人の設置する学校の学長又は校長のうちから選任された者1名

(2) 評議員のうちから選任された者2名以上4名以内

(3) 学識経験者2名以上4名以内

2 前項第1号及び第2号の理事は、学長若しくは校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 理事のうちには、各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになってはならない。

(監事の選任)

第8条 監事は、本法人の理事、職員（本法人の設置する学校の学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員（配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。）の任期は、5年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の各号に掲げる事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 学校教育法第9条各号のいずれかの事由に該当するに至ったとき。
- (5) 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定める者
(理事長の職務)

第12条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本法人の業務を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 本法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、本法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) 本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本法人に

著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 17 条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、同条第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決する。議長は理事として議決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(決議録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、決議録を作成しなければならない。

2 決議録には、議長及び出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 理事の利益相反取引に関する承認決議については、理事それぞれの賛否の意思を決議録に記載しなければならない。

(業務の決定の委任)

第 19 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項、その他本法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

2 理事会は、前項の定めによる本法人の業務決定の権限の一部を、学長、校長及び園長に委任することができる。

第 4 章 評議員会及び評議員 (評議員会)

第 20 条 本法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、15 名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、同条第 11 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、その限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決する。議長は評議員として議決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(議事録)

第 21 条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 名以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かななければならない。

(諮問事項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
（評議員会の意見具申等）

第23条 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事会において選任する。

- (1) 本法人の職員のうちから選任された者5名以上7名以内
- (2) 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから選任された者3名以上5名以内
- (3) 学識経験者のうちから選任された者3名以上5名以内

2 前項第1号に規定する評議員は、本法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第25条 評議員の任期は、5年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任及び退任）

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の4分の3以上の議決及び理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の各号に掲げる事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 本法人の資産は、財団法人玉川学園設立当初小原國芳の寄附に係る財産及びその後取得した財産を基とするもので、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、本法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、本法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、本法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、本法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 本法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用資産をもって支弁する。

(会計)

第32条 本法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 本法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 本法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 本法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期

間ごとに、理事長が編成し、理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 中期的な計画の策定にあたっては、直近の認証評価の結果を踏まえた上で、評議員会の意見を聴いたものでなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 本法人の決算は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第36条 本法人は、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 本法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を、作成の日から5年間、事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第37条 本法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたときには寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したときには当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したときにはこれらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたときには当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等とし

て支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 39 条 本法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 か月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 40 条 本法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 41 条 本法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事総数の 4 分の 3 以上の議決
- (2) 本法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事総数の 4 分の 3 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 42 条 本法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 43 条 本法人が合併しようとするときは、理事総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 44 条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得た上、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 8 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 45 条 本法人は、第 36 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 46 条 本法人の公告は、本法人の掲示板に掲示して行う。

(責任の免除)

第 47 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害について、本法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(施行細則)

第 48 条 この寄附行為の施行について必要な細目並びに本法人の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（昭和 26 年 2 月 21 日）から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

東京都南多摩郡町田町本町田 4,050	理事長	理事	小原 信
同所同番		理事	田中末廣
同所同番		同	前田浩一
同都同郡同町本町田 3,746		同	小原末武
同都同郡同町本町田 3,966		同	清水 清
同都同郡同町森野 1,398		同	室田宇吉
埼玉県北足立郡指扇村指扇 424		同	久住秀之助
東京都澁谷区代々木初台町 629		監事	曾木實壽
同都世田谷区成城町 629		同	津下統一郎

附 則（昭和 58 年 8 月 31 日）

この寄附行為の改正は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 18 日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 7 年 5 月 18 日）から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 4 日）

平成 12 年 8 月 4 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(玉川大学農学部農学科ならびに農芸化学科の存続に関する経過措置)

玉川大学農学部農学科ならびに農芸化学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず平成 13 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成 12 年 12 月 21 日）

平成 12 年 12 月 21 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 8 月 1 日）

平成 13 年 8 月 1 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 20 日）

平成 13 年 12 月 20 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 30 日）

平成 14 年 7 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 31 日）

平成 15 年 7 月 31 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 1 月 19 日）

平成 16 年 1 月 19 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 2 日）

平成 16 年 3 月 2 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 1 月 27 日）

平成 16 年 1 月 27 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 30 日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 11 月 30 日）から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 30 日）

平成 16 年 11 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 17 年 1 月 27 日）

平成 17 年 1 月 27 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 3 日）

平成 18 年 3 月 3 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 28 日）

平成 18 年 9 月 28 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 3 日）

平成 18 年 3 月 3 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 2 日）

平成 19 年 3 月 2 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 7 日）

平成 20 年 3 月 7 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 5 日）

平成 21 年 3 月 5 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 30 日）

平成 21 年 7 月 30 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 8 月 9 日）

平成 22 年 8 月 9 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 14 日）

平成 22 年 9 月 14 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日）

平成 24 年 1 月 23 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日）

平成 24 年 3 月 2 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 24 年 5 月 23 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 25 年 1 月 30 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 25 年 3 月 5 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

平成 26 年 3 月 3 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

平成 26 年 3 月 3 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

平成 28 年 3 月 4 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

平成 28 年 3 月 4 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日）

平成 29 年 3 月 10 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日）

平成 30 年 3 月 9 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日）

平成 31 年 3 月 4 日の理事会において議決したこの寄附行為は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

令和 2 年 3 月 31 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

令和 2 年 3 月 4 日の理事会において議決したこの寄附行為は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

令和 3 年 3 月 5 日の理事会において議決したこの寄附行為は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。